

## ○ひたちなか市ホームページ広告掲載要綱

平成19年8月9日

告示第126号

改正 平成24年2月29日告示第22号

平成30年2月16日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひたちなか市有料広告掲載要綱（平成19年告示第42号。以下「広告掲載要綱」という。）に基づき、市のホームページを広告媒体とする広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、広告内容を表す四角形の画像ファイル（以下「バナー」という。）を市のホームページ上に表示し、当該バナーから広告主が希望する他のホームページへのリンクが設定されているものとする。

2 バナーに設定するリンク先のホームページは、広告掲載要綱第3条に規定する広告の範囲とする。

(バナーの規格)

第3条 バナーの規格は、次のとおりとする。

(1) サイズ 縦60ピクセル 横234ピクセル

(2) データ容量 10キロバイト以下

(3) 形式 GIF（アニメーション不可）又はJPEG

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広告の掲載位置は、市のホームページ内で市長が定める位置とする。

2 広告の掲載枠数は、市長が定める数とする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、1月、3月、6月及び12月とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載の期間は、掲載を開始した月の属する年度内に限り、1月を単位として延長することができる。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載の料金（以下「広告掲載料」という。）は、バナー1枠につき、広告主が市内に事務所若しくは事業所若しくは店舗等を有する者（以下「市内事業者」という。）である場合又は市外に事務所若しくは事業所若しくは店舗等を有する者（以下「市外事業者」という。）である場合に応じ、次の表のとおりとする。

| 広告掲載の期間 | 市内事業者   | 市外事業者    |
|---------|---------|----------|
| 1月      | 5,000円  | 20,000円  |
| 3月      | 14,000円 | 56,000円  |
| 6月      | 27,000円 | 108,000円 |
| 12月     | 50,000円 | 200,000円 |

2 前条第2項の規定により広告掲載の期間を延長する場合において、その延長する期間が前項の表に定められていないときは、その延長期間を同表に定める広告掲載の期間の最少の組み合わせに換算し、広告掲載料を算定する。

3 広告掲載料は、広告掲載要綱第7条第3項の規定による広告掲載の決定後又は第9条第2項の規定による広告の掲載期間の延長の決定後に一括して納付するものとする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに、市のホームページ、市広報等において行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載要綱第7条第2項の規定による広告掲載の申込みは、郵送又は来庁による提出によるものとする。

2 前項の場合においては、バナーの原稿を市長が指定する記録媒体により、市長が指定する期日までに提出するものとする。

3 市長は、広告掲載を承諾しようとする場合において、前項の規定により提出されたバナーの原稿について修正の必要があると認めるときは、当該広告掲載の申込みをした者に対し、必要な修正をすることを求めることができる。

(変更の申出)

第9条 広告掲載の期間の延長又はバナーのデザイン若しくはバナーのリンク先のURLの変更をしようとする場合は、当該延長に係る期間が開始する日又は当該変更をしようとする日の7日前までに、市長に申し出るものとする。

2 広告掲載要綱第7条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の規定による申出について準用する。

(ホームページの公開の一時停止に伴う補償等)

第10条 広告主は、市のホームページの公開が次に掲げる事由により一定期間停止される場合があることについてあらかじめ承諾し、停止に伴う損害の補償等を市長に請求しないことを誓約するものとする。

(1) 市のサーバ又はソフトウェア等の保守管理

(2) 停電又は通信回線等の事故若しくは障害

(3) その他やむを得ない事由

2 市長は、市のホームページの公開の停止期間が1月当たり24時間以上に及ぶときは、既に納付した広告掲載料のうちその停止期間が属する月に係る広告掲載料に相当する額について、広告掲載を行うことができなかつた時間数を日数に換算し、その日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をもって日割により計算した金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を広告主に還付するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年告示第22号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年告示第9号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この告示の施行の日前においても、改正後のひたちなか市ホームページ広告掲載要綱の実施のために必要な準備行為をすることができる。